

競争入札心得

(総則)

第1条 建設工事及び委託業務における一般競争入札及び指名競争入札を執行する場合の取り扱いについては、法令等別に定めるもののほか、この心得を承知するものとする。

(入札の保証)

第2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されている者は除く。)は、入札執行前に入札しようとする見積もった契約金額(消費税相当額及び地方消費税相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、保険会社との間に北斗市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し当該金融機関の確定日付けのある承諾書、銀行又は市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提出するときは当該保証を証する書面を提出すること。

3 総合評価落札方式による場合の入札保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して9日以上であること。

4 前項の入札保証金に代える担保として銀行又は市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提出するときは、保証期間が入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出すること。

(入札)

第3条 入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額より消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額で入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければならない。建設工事の請負に係る入札において、入札参加者は、入札書の提出の際に、併せて当該入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を契約担当者(入札執行者)に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その法人名及び代表者氏名)を併記し代理人が押印して入札するものとする。

(入札書の書替え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 入札に関する条件に違反した入札
- ※以下(9)～(13)は工事入札の場合に該当
- (9) 工事費内訳書の提出がない場合
- (10) 工事費内訳書の記載金額その他当該工事費内訳書の要件が確認できない場合
- (11) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (12) 工事費内訳書に記名がない場合
- (13) 内訳書の金額が入札金額と異なる場合
- (14) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。

2 総合評価落札方式による場合の開札は、その入札者名及び入札価格のみを発表するものとし、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定する。

3 事後審査型一般競争入札による場合の開札は、その順位及び入札者名及び入札価格のみを発表するものとし、落札者は、資格審査を行った後、決定する。

(再度入札等)

第8条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者をもって、2回目、3回目の入札を実施する。

2 3回目の入札によっても落札に至らない場合は、随意契約とする。また、2回目、3回目の入札において入札参加者が1者になった場合も同様とする。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格より消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札

した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 事後審査型一般競争入札による場合は、入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格を認定した場合は、当該最低価格入札者を落札者とし、最低価格入札者に入札参加資格が無いと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者(以下「次順位入札者」という。)を最低価格入札者とみなして、前項の認定を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格が無いと認めた場合は、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

4 総合評価落札方式による場合は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札参加者が提出した技術提案及び入札価格をもとに入札の公告等で示す方法によって評価点数を算出し、得られた数値が最も高い者を落札者とする。

5 落札者となるべき条件をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第10条 契約担当者は、開札の結果次の一に該当すると認められるときは、予定価格より消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、ない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

(入札保証金の返還)

第11条 第9条及び第10条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は返還する。再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代え提供した担保は市に帰属する。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札金額の100分の5に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、市を被保険者とする履行保証証券を提出したとき又は保険会社に市を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 前項の履行保証保険は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければならない。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されるものでなければならない。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出すること。

5 契約保証金に代える担保として銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出すること。

(入札保証金等の充当)

第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(入札の取りやめ等)

第16条 支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期、又は取りやめるものとする。

(入札の辞退)

第17条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行前にあつては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあつては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利な取扱いを行うことはない。